

下関市監査委員公表第19号
平成30年11月28日

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び指定管理者監査並びに同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の範囲

(1) 出資団体監査

ア 出資団体の平成29年度における事業及び経理の執行状況

イ 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

(2) 指定管理者監査

ア 指定管理者の指定手続き等に係る事務の執行状況

イ 平成29年度の指定管理者による施設の管理、出納事務

ウ 平成29年度の施設の事業実績

エ 平成30年7月末までの指定管理者による施設の管理、出納事務

オ 平成30年7月末までの施設の事業実績

カ 所管課における指定管理者への指導及び監督状況

3 監査の方法

(1) 出資団体監査

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務

が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として平成29年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査にあたっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

ア 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

イ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

ウ 経営成績及び財政状態は良好か。

エ 収益率及び財務比率は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

カ 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。

キ 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 指定管理者監査

指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、基本協定書等の内容に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の指定管理者の指定手続に係る事務の執行状況、指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、指定管理者及び所管課における関係諸帳簿の全部又は一部を調査するとともに、指定管理者責任者等、関係職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により実施した。

4 監査の期間

平成30年9月3日から平成30年10月31日まで

5 監査の結果

(1) 出資団体監査

出資団体である一般財団法人豊田湖畔公園管理財団の事務及びその所管課の事務について、関係法令等に規定されている基本的事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

今回の監査において改善等を要するものと判断した事項は、「6 改善等を要する事項」の(1)に記載するとおりである。出資団体に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。当該事項について措置を講じられたときは、

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 指定管理者監査

対象とした施設である下関市菊川町堆肥センター、下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設、王喜漁港、吉母漁港、安岡漁港、吉見漁港及び涌田漁港の事務並びにそれらの所管課の事務について、関係法令等に規定されている基本的事項が履行されていないことから、適正に執行されているとは言い難い状況であった。

今回の監査において改善等を要するものと判断した事項は、「6 改善等を要する事項」の(2)に記載するとおりである。指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じられたい。当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

6 改善等を要する事項

(1) 出資団体監査

ア 一般財団法人豊田湖畔公園管理財団について

【出資団体（一般財団法人豊田湖畔公園管理財団）に関する事項】

(ア) 決算に係る貸借対照表と損益計算書は、理事会の承認を受けた後に評議員会の承認を受けることが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般財団法人法」という。）及び公園管理財団の定款に定められているが、平成29年度決算に係る貸借対照表と損益計算書は、評議員会での承認の後に理事会の承認を受けていた。適正に承認の処理を行われたい。また、一般財団法人法の規定により、決算の承認に係る評議員会は、理事会の開催から二週間以上間隔を空けて開催する必要があるが、平成28年度決算に係る理事会と評議員会は同日に開催されていた。適正な日程で開催されたい。

(イ) 下関市豊田湖畔公園施設（以下「湖畔公園施設」という。）

の指定管理業務において、以下の不適切な事項があった。豊田湖畔公園施設の管理運営に関する基本協定書に従い、適正に処

理されたい。

- a 市と協議することなく基本協定上市が実施すべき修繕を実施していた。

【所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項】

- (ア) 市は、湖畔公園施設を管理運営するために公園管理財団に対して多額の出えんを行っているが、一方では、湖畔公園施設の指定管理者の選定を公募で行っている。公募による選定は、公園管理財団以外の団体が湖畔公園施設の指定管理者となる可能性を含んでおり、出えんをした目的に矛盾すると思料されるが、この点について、公募とする意思決定の際に検討されていなかった。慎重に検討した上で方針を決定されたい。
- (イ) 消費税の増税に伴い、市は下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例を改正し、平成26年4月に使用料を増額改定した。これに対して、公園管理財団が定める利用料金は、ごく一部の区分を除き据え置かれている。消費税が増税されるにも関わらず利用料金を据え置くことは、実質的に値下げとなり、利用料金の収入では収支が不足するとして公園管理財団に対して指定管理料を交付している現状に鑑みれば、据置きとするためには相応の理由が必要である。しかしながら、利用料金の額の承認に当たり、その増額の可否は検討されていなかった。利用料金の額の承認は、公園管理財団の管理運営に真に適切か検討した上で行われたい。
- (ウ) 公園管理財団の評議員と理事に市の職員が含まれておらず、評議員会や理事会において意思決定を行う場合に、出えん者である市の意見を述べる機会が確保されていない。市の職員が公園管理財団の評議員や理事となるよう調整されたい。

(2) 指定管理者監査

ア 下関市菊川町堆肥センターについて

- (ア) 所管課が行う利用料金の決定に係る承諾が、書面ではなく口頭で行わ

れていた。

- (イ) 所管課は、下関市菊川堆肥センターの管理運営に関する基本協定書第 28 条に基づき指定管理者から所管課に提出された業務報告書を確認するにあたって、モニタリングチェックシートによる確認を行っていなかった。下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、適正に事務処理されたい。

イ 下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設について

- (ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき法令、条例、基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

- a 下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設（以下「施設」という。）の使用の許可に関する業務について、以下の事項が見受けられた。

(a) 使用日の 1 月以上前から施設の使用許可に係る申請を受け付けているもの。

(b) 使用許可書を交付していないもの。

(c) 施設使用の許可事項の変更について、施設使用許可申請書や減免申請書に、変更依頼の届出があった日付や変更後の内容の記載もなく、また、変更許可等を口頭で通知した記録もないことから、確認ができなかった。口頭でのやり取りだけでは記録が残らないため、無用なトラブルを避けるためにも施設使用許可申請書や減免申請書に変更内容を追記するなどにより記録を残すこととあわせて、使用許可書についても変更の上、交付されたい。

- b 施設の利用料金の減免において、申請者に対し減免決定通知書により通知をしていなかった。

- c 平成 29 年度に指定管理者自らが購入した指定管理業務で使用する備品等を管理物品台帳に登録していなかった。

d 指定管理者が業者に委託した施設の清掃業務のうち、グリストラップ清掃から発生する汚泥は産業廃棄物であるが、指定管理者は産業廃棄物管理票を業者に交付していなかった。また、当該委託契約を書面により行っていなかった。

(イ) 本来市が実施すべき1件5万円を超える修繕等を指定管理者の費用で実施させていた。下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設の管理運営に関する基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。

ウ 王喜漁港、吉母漁港、安岡漁港、吉見漁港について

(ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

a 指定管理業務であるプレジャーボート（以下「船舶」という。）の係留に係る使用許可に関する業務について、以下の事項が見受けられた。

(a) 漁港施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第13条に、使用許可の基準を事務所に備え付けるとともに、見やすい位置に表示する旨規定されているが、表示していないもの。

(b) 下関市漁港管理条例施行規則（以下「規則」という。）で定められた甲種漁港施設使用許可申請書（様式第8号）を使用していないもの。

(c) 使用の期間は1年であるにもかかわらず、1年ごとの申請をせず継続して利用を許可していると思料されるもの。また、基本協定書の仕様書（以下「仕様書」という。）に定められた文書等による通知もされていなかった。

(d) 仕様書に定められた使用許可書及び請求書兼納入書を通知していないもの。

(e) 規則で定められた甲種漁港施設使用廃止届（様式第10号）を使用していないもの。

(f) 承認を受けた利用料金以外の金額を徴収しているもの。

- (g) 指定管理施設以外に船舶を係留しているもの。
- (h) 規則で定められた甲種漁港施設使用許可申請書に添付すべき船舶検査証書の写しが確認できないもの。
- b 指定管理者は、条例で定められた範囲内で利用料金を定め、事前に市へ利用料金承認申請書を提出し、市の承認を得ているが、申請時に利用料金の算定資料を添付していなかった。
- c 事業報告書において、漁港施設以外の場所に係留している船舶の使用料（占用料）を計上していた。
- (イ) (ア) a (f) に関連するが、事業報告書には氏名、隻数及び利用料金しか記載されておらず、当該利用料金が正しいかの検証ができない状態にあった。利用料金は、船舶の長さによって金額が定められており、船舶の長さを確認する必要がある。所管課においても、船舶検査証書の写しを保管し、チェックするなど、適切に事務処理するよう改められたい。
- (ウ) 振込により入金された利用料金において、利用料金とは別に振込手数料を負担している利用者と、振込手数料を利用料金から差し引いて振り込んでいる利用者が見受けられた。当該指定管理施設は公の施設であり、利用料金において公平性が担保されなければならない。所管課は、利用料金に係る振込手数料の取扱いについて改善されたい。
- (エ) 仕様書において、指定管理者はアンカーロープの点検（年1回）や交換（原則5年に1回）を行い、費用負担は指定管理者とする旨定めているが、点検等を行っていない。所管課は、指定管理者と協議の上、次期基本協定書の見直しなども含め、適正な対応を検討されたい。

エ 涌田漁港について

- (ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

- a 指定管理業務であるプレジャーボート（以下「船舶」という。）の係留に係る使用許可に関する業務について、以下の事項が見受けられた。
- (a) 指定管理業務である船舶の使用許可に関する業務について、下関市漁港管理条例施行規則で定める甲種漁港施設使用廃止届を使用していなかった。
 - (b) 使用許可の更新手続を行う際、基本協定書の仕様書（以下「仕様書」という。）に定められている更新手続の通知を行っていないかった。
 - (c) 利用者から提出される甲種漁港施設使用許可申請書（様式第8号）について、仕様書に定められた期間に受付していないかった。
 - (d) 利用者へ交付した使用許可書について、仕様書に定められている利用料金の額が記載されていないかった。
 - (e) 利用料金を請求する際、指定管理者が発行した文書「プレジャーボート泊地料納入について（お願い）」を利用者に交付しているが、当該文書は、仕様書に定められている「書面（請求書兼納入書）」と言えるか疑義がある。所管課は、指定管理者と協議の上、仕様書の見直しなども含め、適正な対応を検討されたい。
- b 指定管理施設以外の施設に船舶に係留しているもの。
- c 指定管理者は、下関市漁港管理条例で定められた範囲内で利用料金を定め、事前に市へ利用料金承認申請書を提出し、市の承認を得ているが、申請時に利用料金の算定資料を添付していないかった。
- (イ) 仕様書において、指定管理者はアンカーロープの点検（年1回）や交換（原則5年ごと）を行い、費用負担は指定管理者が行うものと定めているが、点検は行っているものの、アンカーロープに係る費用は、船主が負担している状況であった。所管課は、指定管理者と協議の上、次期基本協定書の見直しなども含め、適正な対応を検討されたい。

別紙

監査対象一覧表

(1) 出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
一般財団法人豊田湖畔公園管理財団	50,000	97.8	豊田総合支所 地域政策課

(2) 指定管理者監査

施設名	指定管理者名	所管部局所課
下関市菊川町堆肥センター	山口県酪農農業協同組合	菊川総合支所 建設農林課
下関市殿居地区農村集落多目的共同 利用施設	殿居区	豊田総合支所 建設農林課
王喜漁港、吉母漁港、安岡漁港、吉 見漁港	山口県漁業協同組合	農林水産振興部 水産課
涌田漁港	黒井漁業協同組合	豊浦総合支所 建設農林水産課